

# 山陽小野田市農業委員会

## 第 1 1 回

### 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和 3 年 5 月 1 4 日午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 2 0 分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター 2 階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1	田尾 光一
会長職務代理者	9	山本 シゲ子
委 員	2	相本 まゆみ
	3	中原 義治
	4	藤井 豊
	6	田中 覺
	7	緒方 始
	8	辻村 勝好
	1 0	佐々木 勇藏
	1 1	五十嵐 奨
	1 2	村上 雅彦
	1 3	二井 一夫
	1 4	國吉 彰

4. 欠席委員

5 森田 祐三

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 43号 農地法第3条 権利の移動

議案第 44号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

報告第 20号 水田埋立畑地造成事前申出について

報告第 21号 農地法第4条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 22号 農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 23号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 45号 農用地利用集積計画について

報告第 24号 非農地判定による通知について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

## 7. 議会の概要

- 議長 定刻になりましたので、只今より第 11 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。
- (起立、礼、着席)
- 本日は、最初に、会長職務代理者の山本シゲ子委員が、一般社団法人山口県農業会議から、農業者年金の加入推進部長を委嘱されましたので、委嘱状の交付を行います。
- (この間、委嘱状の交付)
- 本日の欠席委員は森田委員です。
- それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。
- 本日の議事録署名委員は 9 番山本委員と 10 番佐々木委員にお願いいたします。
- それでは議事に入ります。
- 議案第 43 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。
- 局長 今月の農地法第 3 条の許可申請は 3 件です。
- 議案第 43 号番号 28 について議案書をもとに説明いたします。
- 2 ページをご覧ください。
- 申請地は、埴生支所から南東へ約 1.9 k m に位置する農用地内の農地です。公図は 3 ページをご覧ください。
- 申請内容は 1 ページの番号 28 のとおりです。
- 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。なお、森田委員は本日急用のため、欠席となりました。恐れ入りますが、本日の現地調査報告は、相本委員の方をお願いします。
- 2 番 現地の報告をさせていただきます。現地の位置につきましては事務局の方から説明がありましたので、省略します。周辺の状況は、東側が田んぼで、西側には水路がありました。申請地の状況は、東側の田より一段低くなっており、草刈り済みの状態でした。
- 譲渡人は施設に入っておられ、維持管理ができない事から、譲渡するとの事でした。譲受人は現在 0.8ha を耕作中で農機具等も揃っていることから耕作可能だと思います。報告を終わります。
- 議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 43 号番号 28 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 29 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 43 号番号 29 について議案書をもとに説明いたします。  
4 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から南へ約 1.2 k m に位置する農用地内の農地です。公図は 5 ページをご覧ください。

申請内容は 1 ページの番号 29 のとおりです。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

2 番 現地の報告をさせていただきます。

先程の説明で日付が抜けておりましたが、5 月 7 日に事務局 2 名と森田委員、私の 4 名で現地の確認をさせていただきました。

周辺の状況は、5 ページの図面を見ていただければわかりやすいと思いますが、南と西が道路となっております。北と東には水田があり、北東の角に鉄塔が建っている状態です。申請地の状況は現状では休耕田となっておりますが、草刈り等の保安全管理はしっかりされている状態です。

譲渡人は農業を行っていないため、譲渡するとの事です。

譲受人の方は約 1 ha を耕作中で、農業機械等も揃っていることから耕作可能だと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 43 号番号 29 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 30 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 43 号番号 30 について議案書をもとに説明いたします。  
6 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から西へ約 1.7 k m 乃至 2.0 k m に位置する農用地内の農地及び第 3 種農地です。

公図は 7 ページ及び 8 ページをご覧ください。

申請内容は 1 ページの番号 30 のとおりです。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長  
2番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

場所は小野田の浜地区になります。

周辺の状況は、北側は高泊神社の社務所で、西側には駐車場と参道があります。東側は耕作中の水田です。

申請地の状況は保全管理です。申請地には暗渠排水もあり、耕作は可能であると思います。

譲渡人は管理できないとの事で譲渡するとの事です。譲受人は一応退職していますが、現在嘱託として働いております。しかし、将来的には耕起して耕作をするとの事でした。

続きまして、8ページの方の説明に入らせていただきます。

周辺の状況は、北側に住宅、西側が雑種地と原野、南と東の一部には畑があります。

申請地の状況は、現状は何も植えていませんが、保全管理はされていきました。

譲渡人は、担い手を増やすために畑を作ってもらえるなら、ということで譲渡するとの事です。

以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第43号番号30に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長

今月の農地法第5条の許可申請は4件です。

議案第44号番号35について議案書をもとに説明いたします。

10ページをご覧ください。

申請地は、南支所から東へ約0.6kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は、9ページの番号35のとおりです。公図は11ページ、土地利用図は12ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると

考えられます。

議長 2番 次に現地調査報告をお願いします。  
現地の報告をさせていただきます。  
地区は小野田の赤崎地区になります。  
周辺の状況は北側に道路があり、南には小野田線が通っており、  
鉄道用地となっています。  
申請地周辺は水路で囲まれており??? (聞き取れない)も十分ある  
と思います。  
申請地の状況は、今現在草等が生えており、まだ整地ができるよ  
うな状況ではありませんが、特に問題ないと思います。  
境界は境界杭と周辺のコンクリート舗装等で確認できています。  
以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 44 号番号 35  
に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 36 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 44 号番号 36 について議案書をもとに説明いたします。  
13 ページをご覧ください。  
申請地は、市役所から西へ約 2.3 km に位置する都市計画法に定  
められた用途地域内の第 3 種農地です。  
申請内容は、9 ページの番号 36 のとおりです。  
公図は 14 ページ、土地利用図は 15 ページをご覧ください。  
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしている  
と考えられます。

議長 2番 次に現地調査報告をお願いします。  
現地の報告をさせていただきます。  
周辺は全て住宅地でした。  
申請地の状況は畑で、保全管理はされていたものの、草等が繁茂  
しており少し荒れた状態となります。  
15 ページを見ていただければわかると思いますが、資材置場と  
駐車場として使用するとの事です。  
以上で現地調査報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 44 号番号 36

に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 37 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 44 号番号 37 について議案書をもとに説明いたします。  
16 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から北東へ約 1.6 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、9 ページの番号 37 のとおりです。

公図は 17 ページ、土地利用図は 18 ページ乃至 21 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

2 番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、西側が雑種地で、東側は 38 号の申請地となっています。

申請地の状況は西側と同様に雑種地の様相を呈しており、耕作はされておりません。

商業施設への転用であり、雨水処理は農業用水路へ排水します。

汚水に関しては公共下水へ接続します。

埋立法面の処理はコンクリート張りです。

申請地への進入路の位置は、図面の東側からで幅員は 7m です。

周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。

境界につきましては境界杭がありましたので、そちらで確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 44 号番号 37 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 38 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 44 号番号 38 について議案書をもとに説明いたします。  
22 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から北東へ約 1.6 k m に位置する都市計画法に

定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は、9ページの番号38のとおりです。

公図は23ページ、土地利用図は24ページ乃至27ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

2番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、東側は先程の37号で申請されていた土地となります。西側は水路と本人の農地を挟んで県道になります。

申請地の状況は、所々に野菜が植えられている状態となります。

雨水は先の申請と同様に農業用排水路に排水します。汚水に関しても公共下水に接続します。

埋立法面の処理はコンクリート張りです。

申請地への進入路の位置は東側からで、幅員は7mです。

周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。

境界につきましては先程と同様で、境界杭で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第44号番号38に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第20号「水田埋立畑地造成事前申出」について事務局の説明を求めます。

局長 今月の水田埋立畑地造成事前申出は1件です。

報告第20号番号3について議案書をもとに説明いたします。

29ページをご覧ください。

申出地は、山陽総合事務所から西へ約3.1km、農用地内です。

申出の内容は28ページ番号3のとおりです。

公図は30ページ、土地利用図は31ページをご覧ください。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

2番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は東側が宅地で、その他は田んぼとなっていました。

現地は東側の宅地から進入するようになっています。

申請地の状況は既に盛土がされており、果樹の苗が植えてある状



態となっていました。雨水処理に関しては自然流下で、排水路に流します。汚水に関しては発生しません。埋立法面の処理は特に何もしてありません。申請地への進入路の位置は先ほども説明した通り図面東側で、幅員は約 10m です。

周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。  
境界につきましては境界杭で確認しています。  
以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら私の方からお聞きしたいと思いますが、果樹はきちんと植えてありましたか。特に他意はないのですが、土地利用計画通りに植えられていたのかを教えてください。

主査 これについては土地利用計画に変更がありまして、周りに果樹を植えて真ん中に向日葵を植える様に変更するとの事です。

議長 わかりました。他に質問はありませんか。

質問が無いようでしたら報告第 20 号番号 6 は原案どおり処理いたします。

次に報告第 21 号「農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出」について事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出は 1 件です。

報告第 21 号番号 6 について議案書をもとに説明いたします。  
33 ページをご覧ください。

届出地は、市役所から北東へ約 1.6 k m、農用地外にあります。  
届出の内容は 32 ページ番号 6 のとおりです。

公図は 34 ページ、土地利用図は 35 ページ及び 36 ページをご覧ください。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

2 番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、東側が県道で、西側が水路となっています。

申請地の状況は、まばらに野菜が植えてある状態でした。

雨水処理は自然流下で申請者本人の圃場に流します。

汚水に関しては発生しません。

埋立法面の処理は種子吹付となります。

申請地への進入路の位置は、図面東側で幅員は約 5m です。

周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。

境界につきましては境界杭で確認しています。

議長 以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。  
何か質問はありませんか。  
無いようでしたら報告第 21 号番号 6 は原案どおり処理いたします。  
次に報告第 22 号「農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出」について事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出は 1 件です。  
報告第 22 号番号 7 について議案書をもとに説明いたします。  
38 ページをご覧ください。  
届出地は、市役所から北へ約 1.0 k m、第 1 種農地です。  
届出の内容は 37 ページ番号 7 のとおりです。  
公図は 39 ページ、土地利用図は 40 ページ及び 41 ページをご覧ください。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたら報告第 22 号番号 7 は原案どおり処理いたします。  
次に報告第 23 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 42 ページをご覧ください。  
今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 26 乃至 29 の 4 件で、現契約を合意により解約するものです。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたら報告第 23 号は原案どおり処理いたします。  
次に、議案第 45 号「農用地利用集積計画」を上程します。  
なお、五十嵐委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本件議事に参与することができませんので、恐れ入りますが、退席願います。  
(この間、五十嵐委員退室)  
それでは、事務局の説明を求めます。

局長 44 ページ乃至 47 ページを御覧ください。  
議案第 45 号 農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。  
今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 75 番乃至 107 番の 33 件、71 筆、112,959 m<sup>2</sup>でございます。

議長 ご審議の程お願いします。  
質問はありませんか。  
(挙手あり)  
どうぞ。

8番 株式会社 KEN ブランドとはどのような会社ですか。  
議長 事務局お願いします。  
局長 株式会社 KEN ブランドにつきましては、宇部市の東岐波に拠点がある、農業を営む法人です。3月に山口市、宇部市及び山陽小野田市で農業経営を行うということで、広域の農業経営改善計画を作成して、山口県知事に提出し、県知事が関係する3市に意見照会を行った上で、これを認め、広域の認定農業者となった業者です。  
山陽小野田市につきましては今日議案で提案しております「農用地利用集積計画」にもありますとおり、西高泊の郷地区で、病気でリタイアした別の認定農業者が集積されていた農地をJA山口県の方から紹介がありまして集積してもらった形となりました。

議長 この方はまだ余力はあるのですか。  
局長 農業経営改善計画で向こう5年間の農業経営の計画を作成してもらい、今回集積した農地も耕作するというので県へ提出し、所管が審査し、認定したということになりますので、余力は持っているものと考えられます。

議長 わかりました。  
他に質問はありませんか。無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により、議案第45号は原案どおり決定いたします。  
五十嵐委員は、自席にお戻りください。  
(この間、五十嵐委員入室)  
次に報告第24号「非農地判定による通知」について事務局の説明を求めます。

局長 49ページを御覧ください。  
今月の非農地判定による通知は、番号1及び2の合計で85筆、80,125㎡、所有者数は39人です。  
この度の通知は、農地法に基づく調査の結果、判明した法定相続人等に対するものです。  
今後、件数などを勘案して、順次、大字ごとに通知することとなります。

議長

質問はありませんか

無いようでしたら報告第 24 号は原案どおり処理いたします。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

次回の現地調査は、6 月 3 日(金)9 時から、辻村委員、田中委員  
でお願いします。

第 12 回総会は、6 月 11 日(金)13 時 30 分からで、会場は保健セ  
ンター集団指導室です。

以上をもちまして第 11 回山陽小野田市農業委員会総会を終了い  
たします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 2 0 分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

---

議事録署名委員

9 番委員

---

議事録署名委員

1 0 番委員

---